

そのほかのサービス・制度

障害福祉サービス

身体障害者手帳などの有無に関わらず、難病の方も心身の状況に応じて、障害福祉サービスなどが利用できます。



概要

対象となる方	国が定める指定難病338疾病(3~6ページ)、障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)に該当する方 ※介護保険制度の対象となる方は、介護保険サービスが優先されます。
対象となるサービスの種類	●障害福祉サービス ●移動支援 ●補装具費支給 ●日常生活用具給付 ※児童の通所に関するサービスなども対象となります。

障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)一覧 (令和5年4月現在)

指定難病の医療費助成の対象にはなっていませんが、障害福祉サービスの対象となる疾病です。指定難病より障害者総合支援法の方が対象範囲が広がっており、病名が異なるものもあります。

病名	
え	えんすいかくまく 円錐角膜
か	か れいおうはんへんせい 加齢黄斑変性
き	きゅうせいえい し せいのおうしょう 急性壊死性脳症
	きゅうせいもうまく えい し 急性網膜壊死
け	げんばつせいきよくしょた かんしょう 原発性局所多汗症
	けん びきょうてきだいちようえん 顕微鏡的大腸炎
こ	こつづい い けいせいしろうこうぐん 骨髄異形成症候群
	こつづいせん い しょう 骨髄線維症
さ	かくまくない ひ えん サイトメガロウイルス角膜炎
し	し しけいせい ふ ぜん 四肢形成不全

病名	
す	スモン
せ	せん てんせいふう しんしょうこうぐん 先天性風疹症候群
た	しょうこうぐん ダウン症候群
	た はつせいなんこつせいがいこつしゅしょう 多発性軟骨性外骨腫症
	たんちようしょうこうぐん 短腸症候群
と	とつづせいなんちよう 突発性難聴
は	はんばつせいとくはつせいこつぞうしよくしょう 汎発性特発性骨増殖症
ひ	せいはんさい き かん し えん びまん性汎細気管支炎
	ひ まんでい かん き しょうこうぐん 肥満低換気症候群
ふ	じゅつごしろうこうぐん フォンタン術後症候群

病名	
へ	き いんせいけいしょうばんげんしょうしょう ヘパリン起因性血小板減少症
	ヘモクロマトーシス
	かくまくへんえんへんせいしろう ペルーシド角膜辺縁変性症
ま	まんせいすいえん 慢性肺炎
や	やくざいせい か びんしょうしょうこうぐん 薬剤性過敏症症候群
ゆ	ゆうせい い でんけいしき い でんせいなんちよう 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
ら	ざいぼう そしききゅうしょう ランゲルハンス細胞組織球症
り	りょうそくせいしろうじしろう がい じ どうへい さ しょう 両側性小耳症・外耳道閉鎖症
れ	れつせい い でんけいしき い でんせいなんちよう 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴

障害福祉サービス

(1) サービスのメニュー(主なもの) 詳しくは26ページ

居宅介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・掃除などの家事援助及びその他の生活全般にわたる支援を行います。
短期入所(ショートステイ)	居宅で介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他必要な日常生活の支援を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するほか、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。

(2) サービスを利用するまでの流れ

① 相談・申請	申請窓口:お住まいの区の区役所保健福祉課 ※特定医療費(指定難病)受給者証など難病に関する疾病名がわかる書類(特定医療費申請の却下通知も可)をお持ちください(お持ちでない方は、別途、医師の診断書等が必要となる場合があります)。 ※相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案が必要となります(サービス等利用計画案はご自身で作成することもできます)。
② 認定調査	調査員(区役所の職員)が申請者のところに訪問し、心身の状況や介護者の状況、居住環境などについて調査を行います。また、ホームヘルプなどの利用を希望する場合、障害支援区分の認定も行います。
③ 支給決定	区役所では、本人の心身の状況や介護者の状況、居住環境などを勘案し、支給決定を行います。支給決定後は「障害福祉サービス受給者証」を交付します。
④ 利用開始	障害福祉サービス受給者証をサービス事業者に提示し、契約を結んで、サービスを利用します。

(3) 費用…原則として、1割の自己負担がありますが、所得の状況に応じて負担の上限額があります。

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯・市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	所得割16万円未満(18歳未満は28万円未満)	9,300円(18歳未満は4,600円)
	上記以外	37,200円

(注) 18歳以上の方は本人と配偶者、18歳未満の方は保護者の属する住民基本台帳上の世帯

※在宅で生活する方の場合

移動支援

居宅で生活している屋外での移動に著しい制限のある方に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出支援を行います。

(1) 対象となる方…2肢以上に難病に伴う身体症状があり、単独での外出が困難な方。

(2) 申請手続き…お住まいの区の区役所保健福祉課で申請を行ってください。

※特定医療費(指定難病)受給者証など難病に関する疾病名がわかる書類をお持ちください。

(3) 利用料

市民税課税状況等	負担割合
生活保護世帯・市民税非課税世帯	無料
市民税課税世帯	派遣費用の1割

※世帯範囲の考え方は、障害福祉サービスに準じます。

補装具費支給・日常生活用具給付

■ 補装具費の支給

「車椅子」「電動車椅子」「重度障害者用意思伝達装置」「装具」「歩行器」など、身体機能を補完、代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の購入・修理・借受に必要な費用を支給します。

利用手続き…医師意見書・見積書等を添えて、お住まいの区の区役所保健福祉課に申請書を提出してください。

原則として、1割の自己負担がありますが、所得の状況に応じて負担の上限額があります。

《利用負担上限額の区分》

市民税課税状況等	負担上限月額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

※市民税課税額が一定額を超える場合は、支給対象外

(注) 18歳以上の方は本人と配偶者、18歳未満の方は保護者の属する住民基本台帳上の世帯

■ 日常生活用具の給付

日常生活上の便宜を図るための用具であって、一般的に普及していない用具を給付します(事前申請が必要)。

対象となる要件については、お住まいの区の区役所保健福祉課にお問い合わせください。在宅で生活している方が給付対象です。

難病患者等の方が支給対象となる日常生活用具の種類

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具、ポータブル便器、移動・移乗支援用具、特殊便器、自動消火器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

利用手続き…札幌市の委託業者の見積書、住民税の証明書等を添えて、お住まいの区の区役所保健福祉課に申請書を提出してください。

原則として、1割の自己負担がありますが、所得の状況に応じて負担の上限額があります。

《利用負担上限額の区分》上記補装具費と同様

ヘルプマーク

援助や配慮が必要な方のマーク(赤地に白抜きデザインのデザイン)です。このマークを見かけたら、思いやりのある行動(電車・バスの中で席を譲る、駅や施設で声をかけるなど)をお願いします。

配布場所は、各地下鉄駅事務室や各区役所、保健センター、市内の一部保険薬局等です。



介護保険

40歳以上の方は、介護保険に加入します

40歳以上の方が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときに、費用の1割～3割を支払って介護サービスを利用する仕組みとなっています。年齢によって、加入の仕方は2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。



第1号被保険者

※65歳以上の方

(1) 介護保険のサービスを利用できる方

- ① 寝たきりや認知症などで、入浴、排せつ、食事などの日常の生活動作について、常に介護が必要な状態(要介護状態)と認定された方
- ② 掃除、洗濯、買物などの身の回りのことができないなど、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)と認定された方または確認された方

(2) 保険料の支払い

原則として年金からの天引きです。

年金額が年額18万円未満の方などは、納付書や口座振替などで個別に納めます。

第2号被保険者

※40歳から64歳までの方 で国民健康保険や職場の健康保険に加入している方

(1) 介護保険のサービスを利用できる方

初老期認知症、脳血管疾患などの老化が原因とされる次の16種類の病気により、介護や支援が必要な状態(要介護・要支援状態)と認定された方

- ① がん(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症
- ④ 後縦靭帯骨化症
- ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥ 初老期における認知症
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統萎縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(2) 保険料の支払い

加入している医療保険の保険料に上乗せして医療保険者に納めます。

詳しくは各区役所保健福祉課へ

(ただし、第2号被保険者の保険料の支払いについては、各医療保険者へ)

■ おもな障害福祉サービス等と介護保険サービスの種類と内容

65歳以上(または40歳から64歳までの第2号被保険者該当)の方は、**介護保険サービスが優先**されます。サービスによっては利用者負担があります。また、年齢、所得、支援区分によってサービスが該当しない場合があります。

詳しくは**各区役所保健福祉課**にご相談ください。

種 類	介護 保険	障がい制度		サービスの内容
		難病	手帳	
居宅介護(ホームヘルプ) [介護保険は訪問介護]	●	●	●	入浴・排泄・食事等の身体介護、調理掃除などの家事援助などを行います。
重度訪問介護 [介護保険は訪問介護]	●	●	●	重度の肢体不自由者や重度の知的・精神障がい等で常に介護を要する方に食事・入浴・排泄・外出時における支援を行います。
同行援護		●	●	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援などを行います。
生活介護 [介護保険はデイサービス]	●	●	●	常に介護を必要とする方に、主に日中に障がい者支援施設(介護施設)などで入浴・排泄・食事などの介護や創作的活動の機会の提供などを行います。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)		●	●	地域で自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上のための訓練を行います。
就労移行支援		●	●	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などの支援を行います。
就労継続支援(A型・B型)		●	●	就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための支援を行います。
就労定着支援		●	●	就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した方に、就労に伴い生じる、各般の問題に関する相談支援や指導・助言などを行います。
自立生活援助		●	●	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへ移行した方に、定期的な訪問などによる相談支援や関係機関との連絡調整を行います。
短期入所(ショートステイ)	●	●	●	介護する方が病気などの場合に、一時的に、短期間、入所施設等で入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援を行います。
施設入所支援 [介護保険は施設入所サービス]	●	●	●	居住の場を提供し、夜間において、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。
共同生活援助(グループホーム) [介護保険は認知症対応型共同生活介護(グループホーム)]	●	●	●	夜間及び休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、その他の日常生活上の援助を行います。
療養介護		●	●	医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。
宿泊型自立訓練		●	●	地域で自立した生活ができるよう、一定期間、居室等を提供し、生活能力等の維持向上のための支援を行います。
移動支援		●	●	屋外での移動に著しい制限のある方に対し、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動、社会参加のための外出支援を行います。
日中一時支援			●	介護する方が病気などの場合に、日中において一時的に、施設で見守りなどの支援を行います。
入浴サービス [介護保険は訪問入浴]	●		●	家庭での入浴が困難な重度の障害のある方に、施設の入浴設備を利用した施設入浴、または入浴業者を自宅に派遣する訪問入浴を行います。
パーソナルアシスタンス (PA)事業		●	●	重度障がいのある方が地域の方と介助契約を結び、食事・入浴・排泄などの身体介護や移動支援等の介助を受けるとともに、原則としてその介助費用を支給します。
補装具費の支給		●	●	身体機能を補完するための補装具の購入・修理に必要な費用を支給します。
日常生活用具の給付 [介護保険は福祉用具貸与・購入]	●	●	●	日常生活上の便宜を図る用具で、一般的に普及していない用具(特殊寝台・ストーマ用具装具など)を給付します。
住宅改修 [障害福祉サービスは日常生活用具に含まれる]	●	●	●	手すりの取り付けなど小規模な住宅改修を行う場合、費用の一部を給付します。
交通機関の運賃等の割引 及び助成			●	一定の障がいのある方に対して、福祉乗車証、福祉タクシー利用券、福祉自動車燃料助成券のいずれかで交通費の一部を助成します。
通所交通費助成		●	●	就労移行支援などの対象施設に定期的に通所する方に、通所にかかる交通費の一部を助成します。

注) 同様のサービスであっても、障害福祉サービスと介護保険サービスで、提供できるサービス内容が異なる場合があります。

その他の福祉制度

小児慢性特定疾病関連事業

【医療費支給】

長期の療養を必要とし、さらに医療費の負担が大きい疾病に対して、治療研究を推進するとともに、医療費負担の軽減を行う制度です。18歳未満(20歳に到達するまで延長可)で下記の疾患群の児童などが対象となります。

所得に応じた自己負担があります。



札幌市ホームページ ▶



対象疾患

悪性新生物	血液疾患
慢性腎疾患	免疫疾患
慢性呼吸器疾患	神経・筋疾患
慢性心疾患	慢性消化器疾患
内分泌疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
膠原病	皮膚疾患
糖尿病	骨系統疾患
先天性代謝異常	脈管系疾患

【日常生活用具給付事業】

小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象となり、障害者総合支援法などの他制度を利用できない方に対し、在宅での療養生活を支援するため、身体の状況に応じ日常生活に必要な用具を給付します。

所得に応じた自己負担があります。

【療育相談支援事業】

慢性的な疾病にかかっていることにより長期療養を必要としているお子さんやそのご家族に対し、保健センターの保健師などが、日常生活上の悩みや不安などについての相談や助言を行います。

詳しくは各区保健センターへ

自立支援医療

【更生医療】

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方に対して、障がい軽減または除去するために必要な医療を給付する制度です。所得制限があり、また所得に応じた自己負担があります。

詳しくは各区役所保健福祉課へ

【育成医療】

手術などにより生活能力を回復できる可能性のある障がいをもつ、または、治療を行わなかった場合に障がいが残る可能性のある疾病にかかっている18歳未満の児童に対して、必要な医療の給付を指定医療機関において行う制度です。所得制限があり、また所得に応じた自己負担があります。

詳しくは各区保健センターへ

重度心身障がい者医療費助成

①身体障害者手帳1～3級(ただし3級にあつては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または、肝臓の機能障がいに限る)をお持ちの方、②療育手帳「A」をお持ちの方、または知的障がいのある方で「重度」と判定(診断)された方、③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方の医療費(③については入院を除く)のうち、保険診療の自己負担の一部を助成する制度です。所得制限があります。

詳しくは各区役所保健福祉課へ

障害年金

病気やケガで障がいが残った場合、あるいは生まれつき障がいがある場合など、一定の条件(年齢・納付要件・障がいの程度など)を満たしていると障害年金を請求できます。障害年金には、初診日時点で加入していた年金制度によって国民年金の障害基礎年金と厚生年金の障害厚生年金があります。

国民年金の相談は各区役所保険年金課へ

※ただし、初診日時点で第3号被保険者(厚生年金加入者に扶養されている配偶者)だった場合は、年金事務所へ

厚生年金の相談は年金事務所へ

※ただし、初診日時点で共済組合員だった場合は、共済組合へ

特別障害者手当

身体または精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護が必要な状態にある20歳以上の在宅の方に支給される手当です。所得制限があります。

月額 27,980円(令和5年4月1日現在)

詳しくは各区役所保健福祉課へ

特別児童扶養手当

身体または精神に重度または中度の障がいがある20歳未満の児童等を養育する父母などに支給される手当です。所得制限があります。ただし、児童福祉施設等に入所している場合は支給されません。

1級(重度) 月額 53,700円(令和5年4月1日現在)

2級(中度) 月額 35,760円(令和5年4月1日現在)

[詳しくは各区役所保健福祉課へ](#)

障害児福祉手当

身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な状態にある20歳未満の在宅の児童に支給される手当です。所得制限があります。

月額 15,220円(令和5年4月1日現在)

[詳しくは各区役所保健福祉課へ](#)

児童扶養手当

父または母が重度障がい(国民年金法の障害等級1級程度)を持つ家庭や、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童(18歳到達日の年度末まで。児童に一定以上の障がいがある場合は20歳到達日まで)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。所得制限があります。

※公的年金等を受けることができる方は年金等の月額が児童扶養手当より低い場合にその差額分の手当を受給することができます。

なお、障害基礎年金等を受給している方は、令和3年3月分の手当から、手当の額が公的年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を手当として受給できます。

[詳しくは各区役所保健福祉課へ](#)

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づくものです。

申請には、それぞれの科目の指定医の診断書・意見書が必要です。

視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声言語・しゃく機能の障がい、肢体不自由、内部障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓機能の各障がい)に分かれています。

障がいの程度に応じて、国や札幌市の福祉制度の利用、公共料金の割引、税金の控除など、いろいろな助成制度を利用することができます。

[詳しくは各区役所保健福祉課へ](#)

生活保護

病気や障がいが原因で収入が減るなどして、生活が困難になった場合に一定の条件のもとで受給できます。

[詳しくは各区役所保護課へ](#)

教育

病気の子どもたちが入院治療を続けながら教育を受けることができるように、特別支援学校や院内学級があります。

●山の手支援学校

(小、中、高等部を設置 TEL 611-7934)

●桑園小学校・陵北中学校院内学級

(市立札幌病院に設置 TEL 726-9776)

●幌北小学校・北辰中学校ひまわり分校

(北大病院に設置 TEL 716-5633)



その他

病名や障がいの程度、年齢などによってご利用いただけるサービス・制度が異なります。

●訪問生活動作指導

[詳しくは各区役所保健福祉課へ](#)

●通所交通費助成

[詳しくは市役所障がい福祉課\(TEL 211-2936\)へ](#)

●心身障害者扶養共済制度

[詳しくは各区役所保健福祉課へ](#)